

相続税は、被相続人(亡くなった方のこと)の相続発生時点の財産に対して算出★1されることから、**生前に贈与することが相続税対策のひとつ**になると考えられます。

★1:相続開始前3年以内に被相続人から暦年贈与により受けた財産や相続時精算課税制度により贈与を受けた財産がある場合には、その贈与財産は相続税の課税財産に加算されます。

生前贈与の方法のひとつとして、長年連れ添った配偶者へ自宅や自宅購入資金を贈与した場合、**2,000万円分まで贈与税がかかりません**。

これを「**贈与税の配偶者控除**」、通称“おしどり贈与”と言われています。



贈与税の配偶者控除を利用するための主な要件

- ① 婚姻期間が20年以上であること
- ② 同一の夫婦間ではじめての利用であること
- ③ 贈与を受けた人が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその不動産(土地・建物)に居住してその後も引き続き居住する見込みであること
- ④ 翌年2月1日から3月15日までに一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出すること

注意点

- ① 不動産取得にかかる各種税金が発生します。
贈与税の基礎控除額(110万円)と併せて2,110万円まで贈与税はかかりませんが、登録免許税や不動産取得税はかかりますのでご注意ください。
- ② 遺言書を作成することをおすすめします。
生前贈与のときには問題にならなくても、相続のときに贈与の扱いをめぐる争いになることもあります。円滑な相続のためにも、遺言書で財産の分け方を示しておくことが大切です。

「おしどり贈与」は、配偶者の保有財産の状況によっては有効な相続対策となりますが、2次相続★2まで見据えた対策の検討が重要です。

★2 2次相続とは…例えば父親が亡くなり、相続人が母親と子どもだった場合、これが1次相続です。次に母親が亡くなったとき、相続人が子どものみとなります。これが2次相続です。

*本紙は2020年4月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。 監修:税理士法人 山田&パートナーズ

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから ▶



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら ▶

